



納付の時効は2年間

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金があります。保険料を納付期限までに支払っていないと、このような年金給付を受け取れないことがあります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなりますので、日本年金機構から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局、お近くのコンビニエンスストアでお支払いください。

例えば…

平成23年1月分（2月末日が納期限）の保険料が未納の場合、平成25年2月までは納付することができますが、平成25年2月をすぎると時効により納付できなくなります。

※平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、後納制度を利用して、過去10年分まで納めることができます。後納制度を利用される場合は、別途お手続きが必要となります。

一括前納で割引あり

国民年金保険料納付を、「一括して前納」すると割引があります。さらに、一括前納を口座振替にすると割引額が有利になります。

口座振替のお申し込みは、年金事務所、各金融機関の窓口で、申し込み用紙に必要事項を記入して、金融機関届出印を押印のうえ、お申し込みください。

なお、口座振替での一括前納は2月末が申し込み期限となっておりますので、希望される方は、お早めに手続きください。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)
 函館年金事務所 (☎0138-56-1165)

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
 TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
 不動産のことならお任せください！